

新婚生活を応援します！



飯山市結婚新生活支援事業

支援金額

一世帯あたり 最大30万円

※夫婦とも29歳以下の場合 最大60万円

◆補助対象経費 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に支払われた分

住宅の取得費用

※ただし、土地の購入費用は対象外

引越費用

引越業者又は運送業者に支払った費用

住宅リフォーム費用

修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用
※ただし、外構に係る工事費用、家電購入
及び設置に係る費用は対象外

住宅の賃貸借費用

賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
※勤務先から住宅手当が支給されている
場合は住宅手当分は対象外

◆対象世帯 以下のすべてに当てはまる世帯

- ☐ 令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ☐ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ☐ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること
- ☐ 対象となる住居が飯山市内にあること
- ☐ 申請時に夫婦の双方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること
- ☐ 他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと
- ☐ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（他の自治体を含む）
- ☐ 夫婦の双方が市区町村税に滞納がないこと
- ☐ 夫婦の双方が婚姻日より5年以上市内に居住すると誓約できること
- ☐ 暴力団員又は暴力団もしくは、暴力団と関係を有する者でないこと

◆申請受付期間

令和5年4月1日～
令和6年3月5日

※特別な事情がある場合は、
令和6年3月31日まで受け付けます

◆申請に必要な書類など、まずはお問合せください

飯山市役所 移住定住推進課 移住定住係（2階23番窓口）
〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1
電話：0269-67-0740
E-mail：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp